# 財政援助団体等監査の結果

１　監査対象団体

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター

２　監査の対象団体の主な事務

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター定款第４条に規定する事業。

３　監査の方法

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの厚木市から交付した補助金に係る出納その他に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、対象期間（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで）における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

（１）収入に関する事務
（２）支出に関する事務
（３）契約に関する事務
（４）財産の管理に関する事務
（５）庶務その他事務

４　監査を行った期間

令和元年６月１０日から令和元年６月２７日まで

５　監査の結果

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までに執行された公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターにおける収入事務、支出事務、受託事務、契約事務、財産管理、庶務その他事務については、定款及び関係規程に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項については、口頭により指導した。